

令和3年度  
福島県市町村民経済計算  
会津若松市の概要

令和6年7月  
会津若松市 企画政策部 情報統計課

# 目 次

ご利用にあたって	1
<b>第1 概要</b>	
1 市町村民経済計算とは	2
2 市町村内総生産	4
3 市町村民所得	5
4 (参考)市町村民家計所得	6
<b>第2 統計表</b>	
1 産業別市町村内総生産の推移	7
2 市町村民所得の推移	8
3 (参考)市町村民家計所得の推移	8
4 県内各市の市町村内総生産の推移	9
5 県内各市の市町村民所得の推移	9
6 県内各市の一人当たり市町村民所得の推移	10
7 (参考)県内各市の市町村民家計所得の推移	10
8 (参考)県内各市の一人当たり市町村民家計所得の推移	11
9 (関連)所得算出に使用した県内各市別総人口	11
<b>第3 用語の解説</b>	
解説	12

## ご利用にあたって

- 1 この概要は、令和6年6月に公表された福島県企画調整部統計課編「令和3（2021）年度福島県市町村民経済計算年報」から、会津若松市分を抜粋して作成したものです。  
推計方法や県年報全体の内容については、福島県統計課ホームページをご覧ください。
- 2 市町村民経済計算は、県内市町村の経済活動を生産・分配の2つの側面からとらえ、県内市町村の経済の規模、成長率、構造、所得水準などを明らかにするものです。  
なお、市町村民経済計算は、県民経済計算の値を、統計指標等で各市町村に按分して推計しています。
- 3 今回の推計にあたっては、最新の統計資料の利用、推計方法の改善等により、過去の推計値を遡及して改定していますので、数値を利用される場合はご注意ください。
- 4 1人当たり市町村民所得は、企業の利益なども含めた市町村民経済全体の所得水準を表しています。  
個人の給与や実収入の平均値ではありません。
- 5 統計表の記号の用法は、次のとおりです。  
「△」・・・ 負数（マイナス）  
「0」又は「0.0」・・・ 皆無又は単位未満  
「-」・・・ 該当なし
- 6 統計表の数値は単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の和が一致しない場合があります。
- 7 統計表の対前年度増加率は、単位未満を四捨五入する前の数値から次により算出しています。  
マイナスからプラスに転じた場合及びマイナス幅が縮小した場合は、プラスで表示されます。

$$\text{対前年度増加率} = \left( \frac{X_1}{X_0} - 1 \right) \times (X_0 \text{の符号}) \times 100(\%)$$

$X_1$ ：当該年度の計数  
 $X_0$ ：前年度の計数

※巻末に、用語解説を掲載していますのでご参照ください。

# 第1 概要

## 1 市町村民経済計算とは

### (1) 市町村民経済計算の概念

市町村民経済計算とは、市町村の居住者（家計・企業・対家計民間非営利団体）が、経済活動（モノ（財貨）を作ったり、サービスを提供すること）に従事することで、1年間に生み出された新たな価値（付加価値（企業なら純利益+給料））を貨幣価値で評価したものです。

市町村民経済計算では、各産業の生産活動によって新たに付加された生産物の価値としてとらえた「生産」と、その付加価値が所得として生産活動に投入された諸要素（労働・資本・土地）へ配分されていく「分配」との二つの側面を推計対象としています。

$$\begin{array}{l} \text{〈生産〉} \\ \text{市町村内総生産} = \text{産出額（出荷額・売上高など）} \\ \quad \quad \quad - \text{中間投入（原材料・光熱費など）} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{〈分配〉} \\ \text{市町村民所得} = \text{市町村民雇用者報酬（給与・退職金など）} \\ \quad \quad \quad + \text{財産所得（利子や賃貸料などの財産収入）} \\ \quad \quad \quad + \text{企業所得（営業収益など）} \end{array}$$

### (2) 市町村民経済計算のポイント

#### ア 市町村民経済計算で分かること

- 市町村経済の規模・名目経済成長率
- 産業の構造（各産業の構成比、成長率等）
- 所得の構造（所得水準、分配状況）

#### イ 市町村民経済計算の利用方法

- 市町村経済活動の評価・分析
- 経済構造の分析
- 経済計画の策定（市町村の総合計画等）
- 県・県内市町村との比較
- 諸政策の評価・分析（予算編成資料、企業誘致等）

### (3) 市町村内総生産

市町村内で活動する経済主体を対象とし（市町村内概念）、一定期間内（年度間）に市町村内各経済主体の生産活動によって新たに付加された価値の評価額を経済活動別、産業別に示したもので、産出額から中間投入を控除したものに当たります。

(4) 市町村民所得

市町村に居住する個人及び市町村に所在する事業所を対象とし（市町村民概念）、生産活動によって生み出された付加価値が、各生産要素（労働・資本・土地など）へどのように配分されたかを経済主体別にとらえたもので、市町村内純生産に当該市町村外からの所得（純）を加えたものに当たります。

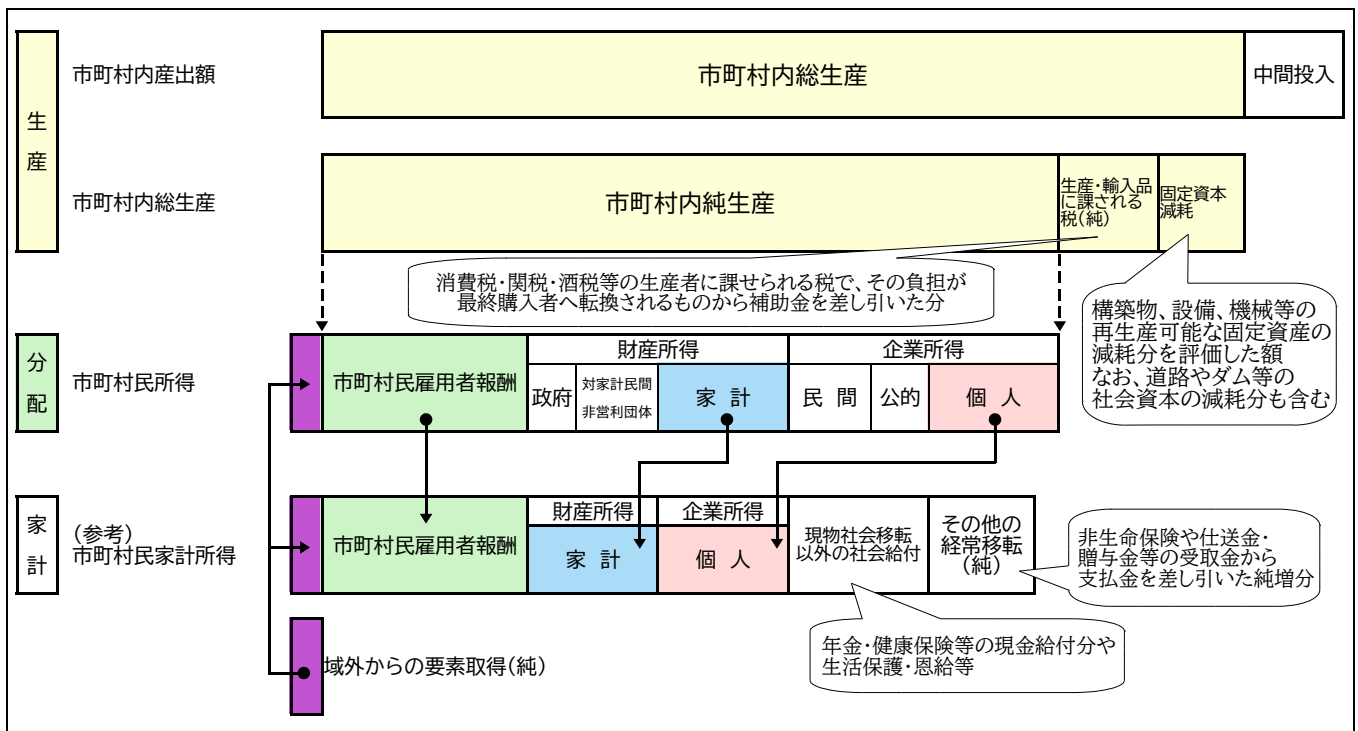
(5) (参考) 市町村民家計所得

市町村民家計所得は、福島県市町村民経済計算独自の概念です。

県民経済計算の制度部門別所得支出勘定の家計（個人企業を含む）部門の一部を組み替え、県民経済計算における可処分所得に近い概念になるようにしていますが、ここで定義した市町村民家計所得は家計の実所得そのものではありません。

市町村民所得のうち家計（個人及び個人企業）が受け取る所得に、現物社会移転以外の社会給付（年金等）とその他の経常移転（非生命保険の受取から支払を除いた純増分等）を加えています。

<市町村民所得相互概念図>



## 2 市町村内総生産

令和3年度の市町村内総生産は、4,367億円となり、前年度と比べ6.6%の増加となりました。県内総生産（7兆8447億円）に占める割合は、5.6%となっています。

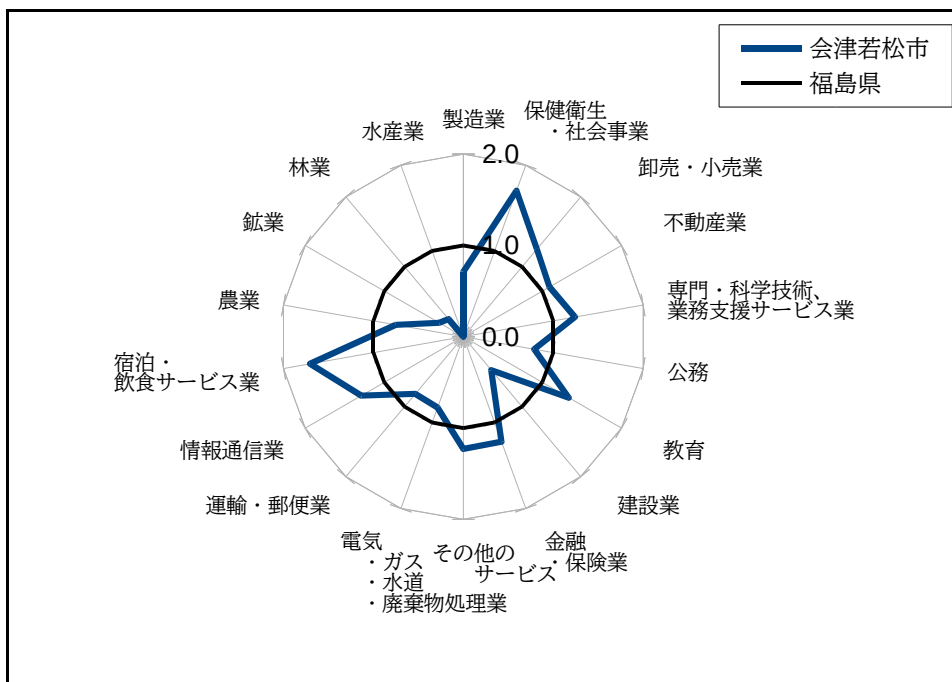
産業別に前年度と比較してみると、第1次産業は23.1%の減少、第2次産業が30.1%、第3次産業が0.7%増加しました。

表1 市町村内総生産

産 業 別	実 数 (百万円)		対前年度 増加率 (%)	構成比 (%)		
	令和3年度	令和2年度		令和3年度 ( )内は特化係数	令和 2年度	
市町村内総生産	436,676	409,457	6.6	100.0	( - )	100.0
第1次産業	3,619	4,704	△ 23.1	0.8	( 0.7 )	1.1
農業	3,510	4,610	△ 23.9	0.8	( 0.8 )	1.1
林業	109	94	15.8	0.0	( 0.3 )	0.0
水産業	0	0	△ 32.8	0.0	( 0.0 )	0.0
第2次産業	98,235	75,524	30.1	22.5	( 0.7 )	18.4
鉱業	179	187	△ 4.1	0.0	( 0.3 )	0.0
製造業	80,319	56,908	41.1	18.4	( 0.7 )	13.9
建設業	17,737	18,429	△ 3.8	4.1	( 0.5 )	4.5
第3次産業	330,373	328,175	0.7	75.7	( 1.2 )	80.1
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	16,148	18,305	△ 11.8	3.7	( 0.8 )	4.5
卸売・小売業	53,674	50,966	5.3	12.3	( 1.3 )	12.4
運輸・郵便業	15,145	16,711	△ 9.4	3.5	( 0.8 )	4.1
宿泊・飲食サービス業	9,313	9,687	△ 3.9	2.1	( 1.7 )	2.4
情報通信業	11,655	11,890	△ 2.0	2.7	( 1.3 )	2.9
金融・保険業	16,952	13,976	21.3	3.9	( 1.2 )	3.4
不動産業	48,325	49,300	△ 2.0	11.1	( 1.1 )	12.0
専門・科学技術、業務支援サービス業	34,937	34,901	0.1	8.0	( 1.2 )	8.5
公務	21,542	21,016	2.5	4.9	( 0.8 )	5.1
教育	19,633	19,634	△ 0.0	4.5	( 1.3 )	4.8
保健衛生・社会事業	66,550	64,866	2.6	15.2	( 1.7 )	15.8
その他のサービス	16,499	16,924	△ 2.5	3.8	( 1.2 )	4.1
輸入品に課される税・関税等	4,449	1,053	322.4	1.0	( 1.3 )	0.3
(参考)				市が占める割合 (%)		
福島県内総生産	7,844,733	7,795,942	0.6	5.6	( - )	5.3

注：経済活動別内訳には輸入品に課される税・関税等が含まれないため、第1次産業～第3次産業の計は市町村内総生産と一致しない。

図1 特化係数（会津若松市の各産業別総生産構成比 ÷ 県の産業別総生産構成比）



### 3 市町村民所得

令和3年度の市町村民所得は3,244億円となり、前年度と比べ3.6%の増加となりました。

項目別に前年度と比較してみると、市町村民雇用者報酬が1.4%、財産所得が7.0%、企業所得が10.0%増加しました。

一人当たり市町村民所得は、280万円と前年度と比べ4.8%増加したものの、県平均は下回りました。

表2 市町村民所得

項目別	実数(百万円)		対前年度		構成比(%)	
	令和3年度	令和2年度	実数	増加率(%)	令和3年度	令和2年度
市町村民所得	324,404	313,076	11,328	3.6	100.0	100.0
市町村民雇用者報酬	226,735	223,711	3,024	1.4	69.9	71.5
財産所得	22,431	20,969	1,462	7.0	6.9	6.7
企業所得	75,238	68,396	6,842	10.0	23.2	21.8

	実数(千円)		対前年度		水準(県平均=100)	
	令和3年度	令和2年度	実数	増加率(%)	令和3年度	令和2年度
一人当たり市町村民所得	2,797	2,667	130	4.8	95.8	94.5

#### 4（参考）市町村民家計所得

福島県市町村民所得推計独自の概念である市町村民家計所得では、令和3年度は3,564億円となり、前年度と比べ2.2%の減少となりました。

項目別では市町村民雇用者報酬が1.4%、家計の財産所得が6.7%、現物社会移転以外の社会給付が4.0%、その他の経常移転（純）が91.9%と増加するも、個人企業所得が5.8%減少しています。

一人当たり市町村民家計所得は、307万2千円と前年度より1.1%減少し、県平均も下回りました。

表3 （参考）市町村民家計所得

項目別	実数（百万円）		対前年度 増加率（%）	構成比（%）	
	令和3年度	令和2年度		令和3年度	令和2年度
市町村民家計所得	356,364	364,493	△ 2.2	100.0	100.0
市町村民雇用者報酬	226,735	223,711	1.4	63.6	61.4
家計の財産所得	22,000	20,623	6.7	6.2	5.7
個人企業所得	27,404	29,105	△ 5.8	7.7	8.0
現物社会移転以外の社会給付	78,999	75,985	4.0	22.2	20.8
その他の経常移転（純）	1,227	15,069	91.9	0.3	4.1

	実数（千円）		対前年度 増加率（%）	水準（県平均=100）	
	令和3年度	令和2年度		令和3年度	令和2年度
一人当たり市町村民家計所得	3,072	3,105	△ 1.1	97.6	97.3



## 第2 統計表

### 1 産業別市町村内総生産の推移

単位：百万円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市町村内総生産	437,538	409,457	436,676
第1次産業	5,022	4,704	3,619
農業	4,915	4,610	3,510
林業	106	94	109
水産業	1	0	0
第2次産業	91,016	75,524	98,235
鉱業	190	187	179
製造業	73,263	56,908	80,319
建設業	17,563	18,429	17,737
第3次産業	340,762	328,175	330,373
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	18,394	18,305	16,148
卸売・小売業	50,435	50,966	53,674
運輸・郵便業	19,188	16,711	15,145
宿泊・飲食サービス業	18,670	9,687	9,313
情報通信業	11,382	11,890	11,655
金融・保険業	11,036	13,976	16,952
不動産業	49,656	49,300	48,325
専門・科学技術、業務支援サービス業	35,774	34,901	34,937
公務	21,699	21,016	21,542
教育	19,339	19,634	19,633
保健衛生・社会事業	65,044	64,866	66,550
その他のサービス	20,145	16,924	16,499
輸入品に課される税・関税等	738	1,053	4,449

注：経済活動別内訳には輸入品に課される税・関税等が含まれないため、第1次産業～第3次産業の計は市町村内総生産と一致しない。

## 2 市町村民所得の推移

単位：百万円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市町村民所得	325,002	313,076	324,404
市町村民雇用者報酬	229,504	223,711	226,735
賃金・俸給	196,811	191,168	193,846
雇主の社会負担	32,693	32,543	32,889
財産所得	21,488	20,969	22,431
一般政府	52	51	76
家計	21,141	20,623	22,000
対家計民間非営利団体	295	295	354
企業所得	74,009	68,396	75,238
民間法人企業	43,597	37,447	45,390
公的企業	1,689	1,844	2,445
個人企業	28,724	29,105	27,404
一人当たり市町村民所得			
実数（千円）	2,712	2,667	2,797
水準（県平均=100）	93.8	94.5	95.8

## 3 （参考）市民家計所得の推移

単位：百万円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市町村民家計所得	353,616	364,493	356,364
市町村民雇用者報酬	229,504	223,711	226,735
家計の財産所得	21,141	20,623	22,000
個人企業所得	28,724	29,105	27,404
現物社会移転以外の社会給付	76,369	75,985	78,999
その他の経常移転（純）	△ 2,122	15,069	1,227
一人当たり市町村民家計所得			
実数（千円）	2,951	3,105	3,072
水準（県平均=100）	96.1	97.3	97.6

#### 4 県内各市の市町村内総生産の推移

単位：百万円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会津若松市	437,538	409,457	436,676
喜多方市	144,266	146,721	150,820
福島市	1,118,357	1,097,631	1,129,420
二本松市	177,935	172,033	188,241
伊達市	158,915	181,435	165,498
本宮市	208,607	220,299	235,500
郡山市	1,349,821	1,359,544	1,386,301
須賀川市	261,347	267,234	265,389
田村市	129,979	128,286	122,923
白河市	321,178	335,927	344,989
相馬市	245,062	190,109	220,777
南相馬市	320,066	313,108	287,137
いわき市	1,337,485	1,318,845	1,346,548
福島県	7,834,100	7,795,942	7,844,733

#### 5 県内各市の市町村民所得の推移

単位：百万円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会津若松市	325,002	313,076	324,404
喜多方市	110,919	106,939	109,004
福島市	850,501	824,836	851,486
二本松市	139,108	131,926	137,913
伊達市	141,130	139,028	138,066
本宮市	95,036	91,583	96,968
郡山市	995,996	969,680	1,003,832
須賀川市	205,843	200,474	205,587
田村市	88,510	84,035	84,269
白河市	190,250	183,390	189,334
相馬市	112,940	102,527	106,996
南相馬市	175,194	168,176	167,325
いわき市	953,665	930,199	949,005
福島県	5,355,073	5,174,755	5,292,698

## 6 県内各市の一人当たり市町村民所得の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会津若松市	2,712	2,667	2,797
喜多方市	2,381	2,389	2,469
福島市	2,966	2,918	3,034
二本松市	2,514	2,463	2,610
伊達市	2,374	2,387	2,408
本宮市	3,111	3,029	3,219
郡山市	3,001	2,959	3,078
須賀川市	2,715	2,673	2,768
田村市	2,462	2,389	2,447
白河市	3,185	3,083	3,217
相馬市	3,018	2,941	3,110
南相馬市	3,266	2,850	2,874
いわき市	2,803	2,794	2,880
福島県	2,892	2,823	2,921

## 7 (参考) 県内各市の市町村民家計所得の推移

単位：百万円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会津若松市	353,616	364,493	356,364
喜多方市	125,795	128,689	124,649
福島市	913,533	936,766	913,247
二本松市	155,181	157,722	155,196
伊達市	162,586	168,128	161,757
本宮市	91,120	94,231	93,787
郡山市	1,058,654	1,089,402	1,072,180
須賀川市	226,283	233,693	228,829
田村市	97,610	99,836	96,102
白河市	193,187	197,225	193,231
相馬市	110,342	111,806	108,020
南相馬市	176,042	185,398	178,731
いわき市	1,021,763	1,053,849	1,026,231
福島県	5,686,030	5,850,772	5,705,103

## 8 (参考) 県内各市の一人当たり市町村民家計所得の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会津若松市	2,951	3,105	3,072
喜多方市	2,700	2,875	2,823
福島市	3,186	3,314	3,254
二本松市	2,805	2,945	2,937
伊達市	2,735	2,887	2,821
本宮市	2,983	3,117	3,114
郡山市	3,190	3,324	3,288
須賀川市	2,984	3,116	3,081
田村市	2,715	2,839	2,791
白河市	3,234	3,315	3,284
相馬市	2,948	3,207	3,140
南相馬市	3,282	3,142	3,070
いわき市	3,003	3,165	3,115
福島県	3,070	3,192	3,149

## 9 所得算出に使用した県内各市別総人口

各年10月1日現在 単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会津若松市	119,820	117,376	116,000
喜多方市	46,592	44,760	44,149
福島市	286,742	282,693	280,655
二本松市	55,332	53,557	52,840
伊達市	59,441	58,240	57,336
本宮市	30,546	30,236	30,121
郡山市	331,838	327,692	326,121
須賀川市	75,822	74,992	74,268
田村市	35,955	35,169	34,438
白河市	59,730	59,491	58,849
相馬市	37,425	34,865	34,405
南相馬市	53,643	59,005	58,226
いわき市	340,231	332,931	329,471
福島県	1,851,840	1,833,152	1,811,940

注：市町村別の値は県統計課「福島県の推計人口」による。福島県の値は総務省統計局「人口推計年報」等による。

## 第3 用語の解説

※五十音順

### 【い】域外からの要素所得（純）

市町村民所得の一部。市町村外からの雇用者報酬（純）と域外からの財産所得（純）からなる。市町村外からの雇用者報酬（純）は、市町村外から受け取る雇用者報酬（支払）－市町村外に支払う雇用者報酬（受取）であり、市町村民が市町村外で就労して得た所得等が含まれる。ただし、出稼ぎによる送金は市町村外からの経常移転となる。

域外からの財産所得（純）は、域外から受け取る財産所得（支払）－域外に支払う財産所得（受取）であり、市町村外企業からの法人企業の分配所得や域外の中央政府等からの利子・賃貸料等が含まれる。

#### 一般政府

一般政府は、中央政府（国出先機関）、地方政府（県、市町村）、それらによって設定、管理されている社会保障基金から構成され、一般行政や公的教育などの財貨・サービスを無料ないし経済的に意味のない価格（生産者の供給量にも購入者の需要量にもほとんど影響を与えない価格）で生産する非市場生産者である。

これに対し、公営企業の中でも経済的に意味のある価格で財貨・サービスを提供しているとみなせるものは市場生産者であり、一般政府には含まない。例えば上水道事業は電気・ガス・水道・廃棄物処理業に、病院事業は保健衛生・社会事業に、それぞれ計上されている。

一般政府の産出額は、そのコストによって評価され、具体的には、産出額＝①雇用者報酬（人件費）＋②中間投入（物件費）＋③固定資本減耗（建物、道路・ダム等の社会資本、ソフトウェアの減価償却相当額等）＋④生産・輸入品に課される税となる。また、その性質上、営業余剰が発生しないため、費用のうち①③④の合計を総生産と定義している。

2015年（平成27年）基準改定により、県民経済計算では、中央政府、全国社会保障基金からなる「中央政府等」と、地方政府及び地方社会保障基金からなる「地方政府等」が区別され、制度単位としての中央政府等をどの地域にも属さない域外（準地域）に位置づけることとされた。これを受け、市町村民経済計算では、中央政府等、地方政府等のうち県及び県が設定、管理する地方社会保障基金を域外（準地域）に位置づけている。

### 【え】営業余剰・混合所得

生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指し、市町村内雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金とともに付加価値の構成要素の一つである。制度部門としては、非金融法人企業、金融機関、家計の三つの部門にのみ発生する。一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上その産出額を生産費用の合計として計測していることから、営業余剰・混合所得は存在しない。

営業余剰は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含む。

一方、混合所得は、家計部門のうち個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、営業余剰と区別して混合所得として記録される。

### 【き】企業所得

営業余剰・混合所得に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したもの。経常利益に近い概念。市町村民所得の一部を構成する。

企業所得は民間法人企業所得、公的企業所得、個人企業所得に分類される。

## 帰属計算

県民経済計算、市町村民経済計算上の特有な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の支払いが行われなかったにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。

主なものとしては、持ち家に係る住宅賃貸料である帰属家賃が挙げられる。

## 寄与度（対前年度増加寄与度）

各項目の増減が総額の増減に対してどれだけ貢献（寄与）しているのかを示す度合い。総額の増加率の内訳であり、各項目の寄与度の合計は総額の増加率と等しくなる。単位は「パーセントポイント」で、本概要では「%」で表示している。

$$\begin{aligned}\text{項目別対前年度増加寄与度（\%）} &= \text{前年度構成比} \times \text{項目別増加率}（\times 100） \\ &= \text{当年度項目別増減額} / \text{前年度総額}（\times 100）\end{aligned}$$

## 【け】経済活動別市町村内総生産

市町村内総生産を産業別内訳毎にみたもので、統計表で表している。県・市町村は年度値で、国は暦年値で公表している。なお、市町村内総生産は、経済活動別市町村内総生産を合計した値（「小計」欄）から、輸入品に課される税・関税を加算し、総資本形成に係る消費税を控除して算出される。

## 経済活動別分類

財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類である。経済活動別分類は、生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所（実際の作業を行う工場や事業所など）が統計の基本単位となっている。

## 経済成長率

市町村内総生産の対前年度増加率。県や市町村は年度値のみ、国は暦年値・年度値（一部）・四半期値を公表している。

なお、国や県は名目値と実質値の経済成長率を公表しているが、市町村民経済計算では名目値のみの公表である。

## 【こ】固定資本減耗

固定資本減耗は、建物、構築物、機械・設備、知的財産生産物等からなる固定資産（有形固定資産、無形固定資産）について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損害、予見される滅失、通常生じる程度の事故等による損害から生じる減耗分の評価額を示し、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。固定資本減耗は、全て時価（再調達価格）ベースで推計されている。

なお、社会資本（注）等の固定資産についても固定資本減耗が計上されている。

また、生産や総資本形成などで、固定資本減耗を含む計数は「総」（Gross）、含まない計数は「純」（Net）を付して呼ばれる。

（注）社会資本

道路、ダム、公園、上下水道等の社会資本（インフラストラクチャー）は主として一般政府によって形成され、財貨・サービスの生産活動に間接的に貢献する。社会資本の減価償却分は1968 SNAまでは計上されていなかったが、1993 SNAでは一般政府の固定資本減耗に計上するようになった。

## 雇用者

雇用主ではなく、被雇用者に近い概念。市場生産者・非市場生産者を問わず生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従事者を除く全ての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

## 雇用者報酬

雇用者報酬とは、生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額であり、賃金のほか、雇用者の福利厚生のための雇主の各種負担等を含む広義の雇用者の所得を指す。

市町村民雇用者報酬は市町村民ベースの雇用者報酬で、市町村内雇用者報酬に市町村外からの雇用者報酬（純）を加えた値である。

雇用者報酬は、具体的には以下のような項目から構成されており、このうち①(b)、②及び③の一部は、実際に現金の形で雇用者に支払われるものではなく、帰属計算項目として雇用者報酬に含まれているものである。

### ①賃金・俸給

#### (a)現金給与（所得税、社会保険料の雇用者負担等の控除前）

一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与などの他に役員給与や議員歳費等も含まれる。

#### (b)現物給与

自社製品等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出である。給与住宅差額家賃もこれに含まれる。

### ②雇主の現実社会負担

#### (a)雇主の現実年金負担

社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の負担金。

#### (b)雇主の現実非年金負担

社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等。

### ③雇主の帰属社会負担

#### (a)雇主の帰属年金負担

企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ計上される概念であり、企業会計上、発生主義により記録されるこれらの制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これらの制度の運営費（「年金制度の手数料」と呼ばれる）を加えたものから、これらの制度に係る雇主の現実年金負担を控除したもの。

#### (b)雇主の帰属非年金負担

発生主義での記録が行われない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）。



## 【さ】財産所得

市町村民所得の一部。資産の貸借により生じる所得。

財産所得は、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる。財産所得の受払は、全ての制度部門に記録されるが、さらに内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」、「賃貸料」に分かれる。ただし賃貸料には、構築物（住宅を含む）、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれない。

企業所得は、営業余剰（営業利益）＋財産所得の受取・支払からなっている。

## 産出額

出荷額や売上高に近い概念。産出額から中間投入を控除することで付加価値（総生産）になる。

卸売・小売業では、商品販売額そのものではなく、仕入額などを控除した粗利益が産出額のベースとなる。

なお、一般政府、対家計民間非営利団体の産出額は、そのコストによって評価される。「一般政府」「対家計民間非営利団体」の項を参照。

## 【し】市場価格表示及び要素費用表示

市場価格表示とは、文字通り市場で取引される価格による評価方法であり、消費税等の生産・輸入品に課される税（控除）補助金を含んだ価格表示のことである。一般に市場価格表示では二つの評価方法が採られており、一つは生産者価格表示、他方は購入者価格表示による方法である。

一方、要素費用表示とは、各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用（雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗）による評価方法である。要素費用表示は、市場価格表示（生産者価格表示）から生産・輸入品に課される税を控除し、補助金を加えたものに等しい。

通常、市町村民経済計算では、市町村内総生産は市場価格表示、市町村民所得は要素費用表示の額を用いる。

## 市町村内概念と市町村民概念

市町村内という概念は、市町村内で活動する経済主体を対象とするという概念であり、経済活動の場所に注目した概念（属地主義）である。

一方、市町村民という概念は、その市町村の居住者主体を対象とする概念（属人主義）である。市町村内・外で活動するかどうかを問わず市町村内に所在する企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び当該市町村の居住者である個人を指す。

財貨・サービスの生産に関しては、市町村内で行われる全ての生産を記録するため、市町村内概念により構成される。例えば企業については、資本関係ではなく事業所の所在地で判断する。他市町村に本社のある企業が、市町村内において生産活動を行っていれば当市町村の生産者として市町村内に含まれ、逆に当市町村に本社のある企業が他市町村の工場、支店などで行う生産活動は含まれない。また、複数市町村にまたがって営業している企業は、市町村分を分割して計上している。

## 市町村内純生産

市町村内ベースの純生産。市町村内総生産から固定資本減耗を除いたものが市場価格表示の市町村内純生産で、さらに生産・輸入品に課される税（控除）補助金を除くと要素費用表示の市町村内純生産となる。市町村内雇用者報酬、営業余剰・混合所得からなる。

## 市町村内総生産

一定期間（市町村民経済計算では年度単位）に市町村内の経済主体が生み出した付加価値額の総額。産出額から中間投入を控除して求められる。なお、固定資本減耗を控除する前の値である。

## 市町村民所得

分配された付加価値を市町村民ベースで評価したもの。市町村内純生産に域外からの要素所得（純）を加えた値でもある。市町村民雇用者報酬、財産所得、企業所得からなる。市場価格表示と要素費用表示がある。通常、要素費用表示の額を市町村民所得としている。

市町村民雇用者報酬には、厚生年金や労災保険などの事業主負担分も含まれている。

土地や株式の売却益、相続した遺産などは、課税対象所得であっても、生産活動で生み出された付加価値ではないため、財産所得には含まれない。

社会保障給付（国民年金ほか）、社会扶助給付（生活保護費ほか）等は、住民や企業など市町村外を含む誰かにいったん分配された付加価値を、年金負担や租税を通じて政府などが集めたうえで再び分配したものである。年金給付の財源となる付加価値は市町村民雇用者報酬などの形で市町村民所得に含まれているが、年金給付そのものは市町村民所得には含まれない。

2015年（平成27年）基準改定により、県及び県が設定、管理する地方社会保障基金の財産所得が推計対象外となったため、市町村民所得の市町村計と県計（県民経済計算の県民所得）は合致しない。

## 社会保障基金

社会保障基金とは、①政府により賦課・支配され、②社会の全体ないし大部分をカバーし、③強制的な加入・負担がなされる、という基準をすべて満たすものと定義される。

社会保障基金は、制度部門別分類において中央政府及び地方政府とともに一般政府を構成しており、国の年金特別会計、労働保険特別会計等のほか、地方公共団体の国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業などが該当する。

2015年（平成27年）基準では、中央政府によって設定、管理されている全国社会保障基金と、地方政府によって設定、管理されている地方社会保障基金とが区別されることとなった。

## 就業者

市場生産者・非市場生産者を問わずあらゆる生産活動に従事する者をいい、無給の家族従事者を含む。

## 【世】生産・輸入品に課される税

原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税で、②税法上損金算入を認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。これは、生産コストの一部を構成するものとみなされる。

例としては、消費税、関税、酒税、不動産取得税、事業税、固定資産税、企業の支払う自動車税などが挙げられる。また、財政収入を目的とするもので、政府の事業所得に分類されない税外収入（日本中央競馬会納付金など）も含まれる。

家計（持ち家）は住宅賃貸業を営むものと擬制（帰属計算）されているので、家計からの住宅（土地含む）に対する固定資産税は、生産・輸入品に課される税として扱われる。

また、生産・輸入品に課される税の産業別配分は、直接に税を納付した産業に計上することを原則とする。

なお、生産・輸入品に課される税は、生産者の付加価値の一部とされる。

## 制度部門別分類

所得の受払や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類である。この分類による取引主体には、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体の5つの制度部門がある。

なお、公営企業等で経済的に意味のある価格で財貨・サービスを供給しているとみなせるものは、一般政府ではなく、公的企業として非金融法人企業や金融機関に分類される。

また、金融機関が独立部門として設定されているが、これは、金融面の活動において金融機関は他の部門とは全く異なる行動をとるので、金融機関を分離する必要があることによる。

## 【そ】総資本形成に係る消費税

消費税は事業者を納税義務者としているが、税金分は事業者の販売する財・サービスの価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担する税であり、市町村民経済計算では生産・輸入品に課される税に分類されている。

一方、税法上、課税業者の投資に係る消費税は、他の仕入れに係る消費税とともに事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる制度（仕入税額控除）が採られているため、この控除分を「総資本形成に係る消費税」として扱い、支出側の総資本形成（固定資本形成及び在庫変動）ではこの分を控除している（市町村民経済計算においては、資料の制約により支出側の推計をしていない）。このため、生産側においてもこの「総資本形成に係る消費税」は控除する必要があるが、経済活動別の分割が困難であるため一括して控除している。

県民経済計算では控除項目として独立して表章しているが、市町村民経済計算では「輸入品に課される税・関税等」として一括して表章している。

## その他の投資所得

財産所得の一部。保険契約者に帰属する投資所得、年金受給権に係る投資所得、投資信託投資者に帰属する投資所得からなる。

保険契約者に帰属する投資所得には、生命保険や非生命保険の保険帰属収益及び保険契約者配当が含まれる。このうち、保険帰属収益（保険契約者の資産から生じる投資所得）は、現実には保険会社に留保される性格のものであるが、保険契約者に支払われるべきものであるため、保険会社から保険契約者に一旦支払われるものとし、同額が、追加保険料として保険契約者から保険会社に払い戻されるという処理が行われている。

年金受給権に係る投資所得は、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（企業年金等）について、制度を運営する年金基金に対して、受給者たる雇用者（家計）が保有する年金受給権に関する投資所得を指す。現実には年金基金が留保するものであるが、保険帰属収益同様に、年金基金から一旦家計に支払われ、家計がこれを年金基金に払い戻すという処理が行われている。

投資信託投資者に帰属する投資所得は、投資信託の留保利益を指す（平成24年度以降）。現実には投資者に配分されないものの、投資者に帰属する所得であることから、一旦、投資信託（金融機関）から投資者（家計等）に支払われ、投資者が同額を投資信託に再投資した、という処理が行われている。

## 【た】対家計民間非営利団体

家計に対して、無料ないし経済的に意味のない価格で財貨・サービスを提供する非市場生産者で、私立学校、社会福祉事業、政治団体、労働団体、宗教団体等が該当する。このため、医療法人のように経済的に意味のある価格で財貨・サービスを供給しているとみなせるものは、市場生産者に計上される。

産出額は、政府サービス生産者同様そのコストによって評価される。具体的には、産出額＝①雇用者報酬（人件費）＋②中間投入（物件費）＋③固定資本減耗（建物などの減価償却相当額）＋④生産・輸入品に課される税となる。また、その性質上、営業余剰が発生しないため、費用のうち①③④の合計を総生産と定義している。

## 【ち】中間投入

生産の過程で原材料・光熱水費・間接費等として消費された財貨・サービス。

単なる破損の修理や正常な稼働を保つための支出は中間投入に分類されるが、耐用年数を大幅に増大させる支出は総固定資本形成に分類される。また、機械等の固定資本の減価償却分や人件費は中間投入に含まれず、固定資本減耗、雇用者報酬として付加価値額（総生産）に含まれる。

産出額から中間投入を控除したものが付加価値額（総生産）となる。

## 賃金・俸給

市町村民雇用者報酬の一部。給与、現物給付、企業の役員報酬、議員歳費等からなる。現物給付は差額家賃（社宅など市中家賃より安く住宅を提供する際の差額）を含む。

## 賃貸料

財産所得の一部。土地の貸借により生じる所得。

賃貸料は、土地の純賃貸料からなる。ただし、構築物（住宅を含む）、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは、商品としてのサービスの購入、販売として扱われるので、ここには含まず、企業所得に含める。

土地の賃貸は、建物や機械のそれと異なり、所有者の生産活動とみなされない。賃貸された土地は、生産面ではあたかも使用者が所有しているかのように取り扱われ、土地の所有に伴う税金、維持費等の経費は使用者が生産活動を行うためのコストの一部（生産・輸入品に課される税、中間投入）として計上され、また、純賃貸料（＝総賃貸料－税金等諸経費）は使用者の営業余剰・混合所得に含まれる。他方、財産所得（賃貸料）の受払として、使用者及び所有者に上述の純賃貸料がそれぞれ計上される。

## 【は】配当

法人企業の分配所得の一部。株式・出資金配当からなる。民間法人企業及び公的企業のみが支払う。

## 【ひ】 1人当たり市町村民所得

市町村民所得を市町村の総人口で除したものである。なお、市町村の総人口は各年10月1日現在の人口（注）を使用している。人口1人当たりで表すと比較が容易になることから、国や県及び市町村、あるいは自市町村と他市町村など人口規模の異なる主体との所得水準を比較する際に使われることが多い。

注意しなければならないのは、市町村民所得は、市町村民雇用者報酬、財産所得、企業所得からなり、市町村民経済全体の所得水準を表しているため、1人当たり市町村民所得は個人の平均年収ではないことである。

また、分子である市町村民所得の増減と分母である人口の増減により変動するので、市町村民所得が減少しても人口減少がさらに大きい場合には1人当たり市町村民所得が増加になる場合もあり、増減の要因には注意を要する。

2015年（平成27年）基準改定により、県及び県が設定、管理する地方社会保障基金の財産所得が推計対象外となったため、1人当たり市町村民所得の市町村平均と県平均（県民経済計算の1人当たり県民所得）は合致しない。

（注）人口・・・県民経済計算では、国勢調査年は総務省統計局「国勢調査」、国勢調査と国勢調査の間の年は総務省統計局「国勢調査結果による補間補正人口」、最新の国勢調査以降の年は総務省統計局「人口推計年報」（都道府県別推計人口）による。市町村民経済計算では、国勢調査の際に段差が生じるが、市町村別の値が公表されている、県統計課「福島県の推計人口」を使用している。

## 【ふ】 FISIM (Financial Intermediation Services Indirectly Measured)

FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）は、金融サービスの一形態である。

金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある（このような金融仲介機関に資金を貸す人々（預金者）には他の場合よりも低い利子率を支払い、資金を借りる人々にはより高い利子率を課する。）。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、FISIM である。

## 付加価値

新たに生み出された価値。

GDP (Gross Domestic Product) が「国内総生産」と訳されているため、GDPについて「国内の産業が生産した財・サービスの生産額の合計」と解釈されることがあるが、正しくは「国内の産業が生産した財・サービスの付加価値の合計」である。

産出額（出荷額、売上高など）から中間投入（原材料費、光熱費など）を控除した付加価値の額が総生産である。例えば、製造品出荷額が増加しても、鉄鉱石や原油などの原材料費、光熱費がより高騰した場合には、製造業の総生産は減少することがある。

## 【ほ】 法人企業の配分所得

財産所得の一部。配当。企業への出資に関して生じた投資所得であり、株式に対する配当をはじめとする民間非金融法人企業、協同組合の剰余金の分配のほか、法人格を有しない政府企業の剰余金の一般政府への繰入れ（いわゆる一般政府の公的企業からの引出し）や企業の海外支店収益、海外子会社の未分配収益なども法人企業の配分所得として扱われる。

## 補助金

補助金とは、一般的に①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用をまかなうために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させるものであると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。市場生産者への支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払いについては補助金には含まれない（「資本移転」に含まれる）。

また、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払も、非市場生産者に対する支払であることから①に該当せず、補助金には含まれない。例えば、中央政府から地方政府への公共事業負担金（補助事業に対する国庫負担金）は「資本移転」、対家計民間非営利団体に対する経常交付金（例えば、私学助成金）は「その他の経常移転」に分類される。

## 【め】名目値と実質値

名目値は、その時点の価格で評価した値で、県や他市町村との経済規模の比較や構成比の分析を行う際に適切な数値である。

実質値は、ある特定の年の価格水準を基準として、物価変動の影響を取り除いた値で、異なる時点の比較をする（経済成長率をみる）際に適切な数値である。

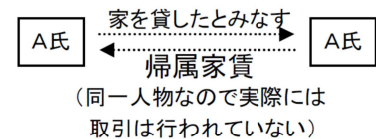
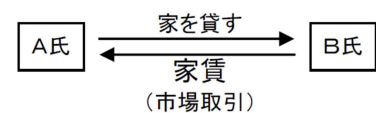
なお、資料の制約から、市町村民経済計算では実質値の推計をしていない。

## 【も】持ち家の帰属家賃

帰属家賃とは、実際には家賃の受払いを伴わない住宅等について、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものとみなし、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃である。

「持ち家の帰属家賃」は、持ち家住宅（自己所有住宅）について計算した帰属家賃のことで、持ち家住宅の所有者が不動産業を営んでいるものと仮定されるため、生産側では不動産業の産出額に含まれる。

なお、分配側ではこの営業余剰（＝「持ち家の帰属家賃」－中間投入－固定資本減耗－生産・輸入品に課される税（控除）補助金）分が、企業所得（個人企業）に計上される。ここで、中間投入には修繕費や住宅ローンの借入に係る FISIM（借り手側 FISIM）等、生産・輸入品に課される税には固定資産税等が含まれる。固定資本減耗は、持ち家の固定資産から生じる減耗分を指す。



## 【ゆ】輸入品に課される税・関税

財貨を輸入したときに課される関税及び輸入品商品税。産出額と中間投入には同額が含まれるため、産出額から中間投入を差し引いて得られる総生産（生産側）には含まれていない。しかし、総生産（支出側）には市場価格として含まれるため、総生産（生産側）に輸入品に課される税・関税を加えて、生産面と支出面を一致させている（市町村民経済計算においては、資料の制約により支出側の推計をしていない）。輸入品に課される税・関税は、輸入した事業所所在地で計上されるが、国民経済計算に準じて経済活動別に配分せず一括計上する。

県民経済計算では独立して表章しているが、市町村民経済計算では、総資本形成に係る消費税を含め「輸入品に課される税・関税等」として一括して表章している。

## 【よ】要素費用表示

「市場価格表示及び要素費用表示」参照。

## 【り】 利子

財産所得の一部。預貯金・債券・売掛金等の貸借により生じる所得。

家計の支払財産所得には、利子として消費者負債利子とその他の利子が計上されている。消費者負債利子は、住宅ローン（個人企業（持ち家）の支払）以外の消費者としての家計が支払った利子であり、その他の利子は家計部門に含まれている個人企業が支払った利子である。

統計表においては、消費者負債利子は家計（非企業部門）の支払利子として計上され、その他の利子は個人企業の企業所得に含まれる。